

左方乗取を要求した、

- 一、健康保険料会社側金額負担
- 一、強制積立金の廃止
- 一、事務費用会社側負担

十二月一日は遂に来水。一、重役室に於ける河路常務と支傍委員との会見の結果は吾々の如
 何に利敵し、支配した事よし。会社には露ほこの誠意こへもなかつた、ふ当なる吾等の要求は空
 しく拒絶されたのだ。顧小この上は共へら水す、奪小者にはすへて共へられるのである。

吾々の戦は相は及らぬ、労働者当然の権利を主張する者た、吾々は国信の威力を信して最後迄争
 はねは及らぬ僅達尾茶の利益を擁護するがた、戦に於て最後の勝利を決定するそのは力である。

力、それは国信の力た、男と女と老と若と全従業員すへてかたたくて結果して強く永く吾等の威力を支持す
 ることに依つて吾等の要求は通るのである。横暴はる噴手家の犬と及び奴隷とはつて一生を過すのか
 然らず人は起て……

大正十五年十二月五日

日本紙業四谷工場 争議團

四谷正徳 賀野一三

我々六尾三郷

大正十五年十二月十日

寫

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 濱口 雄 幸 殿

社会局長 官長 岡隆一郎 殿

京都大阪神奈川

各府縣知事 殿

兵庫愛知福岡

日本紙業株式会社労働争議三関スル件

(第三報)

一、会社側ノ状況